

平成21年 8 月30日執行
衆議院議員総選挙
最高裁判所裁判官国民審査

| | | |
|----------|---|-----------|
| 1 | あらかし | 1 |
| 2 | 事務執行日程 | 2 |
| 3 | 投票区及び開票区 | 9 |
| | (1) 投票所等にあてた施設の内訳 | 9 |
| | (2) 選挙当日投票所にあてた施設の名称及び所在地 | 9 |
| | (3) 期日前投票所及び不在者投票記載場所にあてた施設の名称及び所在地 | 15 |
| | (4) 開票所にあてた施設の名称及び所在地 | 15 |
| 4 | 選挙人名簿登録者数 | 16 |
| | (1) 選挙時登録 | 16 |
| | (2) 補正登録 | 17 |
| 5 | 選挙長及び開票管理者 | 18 |
| | (1) 選挙長及び同職務代理者 | 18 |
| | (2) 開票管理者及び同職務代理者 | 18 |
| 6 | 選挙事務関係者 | 19 |
| | (1) 投票事務関係者 | 19 |
| | (2) 開票事務関係者 | 19 |
| 7 | 選挙啓発事業 | 20 |

(別冊 1) 衆議院議員総選挙

(別冊 2) 最高裁判所裁判官国民審査

街頭での啓発グッズの配布



JR西広島駅の大型看板



金座街アーケードの大型垂れ幕



中央公園の大型看板



各デパートに掲出した懸垂幕

中区役所に掲出した懸垂幕



花電車



マツダスタジアムでの啓発グッズの配布



広島ビッグアーチでの啓発グッズの配布



ポスター掲示場（広島県第一区）



ポスター掲示場（広島県第二区）



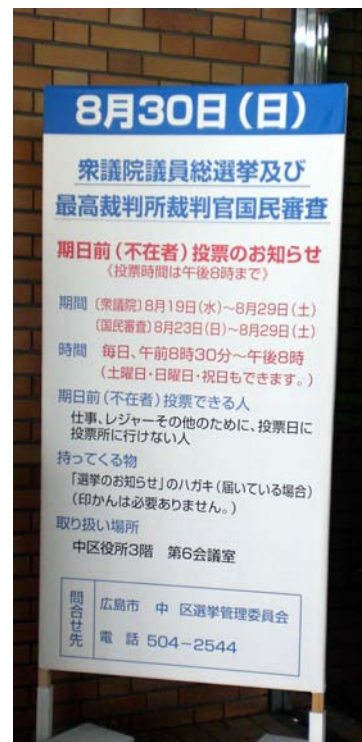
ポスター掲示場（広島県第三区）



ポスター掲示場（広島県第四区）



期日前投票周知用立看板



投票風景



開票風景



1 あらまし

第45回衆議院議員総選挙は、平成21年7月21日の定例閣議で憲法第7条による衆議院の解散を決定し、同日衆議院本会議で解散したことにより行われたものである。

選挙期日については、解散後の臨時閣議において、8月18日に公示し、投票日を8月30日とすることに決定された。

選挙すべき議員の数は、小選挙区300人及び比例代表180人（11選挙区（ブロック））の合わせて480人であった。

立候補者は、小選挙区選挙では1,139人、比例代表選挙では888人（うち、653人は重複立候補者）の届出があった。

小選挙区選挙の投票率は全国で69.28%となり前回（平成17年9月11日執行）の67.51%を1.77ポイント、比例代表選挙の投票率は全国で69.27%となり前回の67.46%を1.81ポイント、それぞれ上回った。

広島市の関係では、小選挙区選挙における広島県第一区に6人、広島県第二区に3人、広島県第三区に3人、広島県第四区に3人が立候補した。

開票の結果、第一区は岸田文雄候補（自由民主党）95,475票、すげかわ洋候補（民主党）87,557票、藤本さとし候補（日本共産党）8,945票、上村好輝候補（社会民主党）5,438票、中村文則候補（－）2,889票、山本ひろのり候補（－）1,393票となり、岸田文雄候補が当選した。

第二区は松本大輔候補（民主党）149,227票、平口ひろし候補（自由民主党）110,238票、宮内かおり候補（－）5,458票となり、松本大輔候補が当選した。

第三区は橋本ひろあき候補（民主党）133,994票、増原義剛候補（自由民主党）96,065票、日高じゅんこ候補（－）5,825票となり、橋本ひろあき候補が当選した。

第四区は空本せいき候補（民主党）102,435票、中川秀直候補（自由民主党）97,296票、沖ゆり候補（－）4,003票となり、空本せいき候補が当選した。

広島市での小選挙区選挙の投票率は66.96%となり前回の63.95%を3.01ポイント、比例代表選挙の投票率は66.96%となり前回の63.92%を3.04ポイント、それぞれ上回った。

また、最高裁判所裁判官国民審査は、前回総選挙以降に任命された9人の最高裁判所裁判官について実施された。

投票率は全国で66.88%となり、前回の65.49%を1.39ポイント上回った。

広島市での投票率は64.79%となり、前回の62.02%を2.77ポイント上回った。

なお、公職選挙法の一部を改正する法律（平成18年法律第62号）により、比例代表選挙に加えて小選挙区選挙が在外投票の対象となっている。

(2)

2 事務執行日程

| 月 日 | 曜 日 | 期 前 日 ・ 後 | 公 示 前 ・ 後 | 市選管の行う事務 | | 区選管の行う事務 | | 備 考 |
|-------|-----|--------------------|--------------------|---|--------|--|---------------------|---|
| | | | | 事 項 | 根拠法令 | 事 項 | 根拠法令 | |
| | | | | <ul style="list-style-type: none"> 選挙執行計画の決定 臨時啓発事業計画の策定及び実施 市広報紙「ひろしま市民と市政」へ周知啓発記事掲載依頼 諸印刷物の発注依頼 投票・開票事務取扱要領の検討 選挙公報・審査公報配布実施計画の決定 区選管等との打合せ 選挙事務従事者（市職員）の協力要請 | | <ul style="list-style-type: none"> 選挙執行計画及び事務分担の決定 投票管理者及び同職務代理者（投票所及び期日前投票所）の内定 開票管理者及び同職務代理者の内定 期日前投票（不在者投票）事務従事者の選定 投票・開票事務従事者の選定 投票所・開票所施設の確認及び使用依頼 選挙のお知らせ関係事務 個人演説会等関係事務 ポスター掲示場設置場所の調査及び資料の作成 選挙人名簿選挙時登録の準備 在外投票用紙等の請求・受領 在外投票（郵便等投票）の準備 投票箱等投票・開票器材の配送計画 選挙公報・審査公報配布の補充措置 投票立会人（投票所及び期日前投票所）の内定 区広報紙へ臨時啓発記事掲載依頼 区役所懸垂幕・のぼり掲示場所の確認 在外投票分投票用紙等受領 投票用封筒等受領 | | <ul style="list-style-type: none"> 投票用紙の区分 ※ 小選挙区選挙 ピンク色の用紙に黒色のインクで印刷 ※ 比例代表選挙 あさぎ色の用紙に赤色のインクで印刷 ※ 国民審査 白色の用紙に黒色のインクで印刷 在外投票分投票用紙等発送（県選管） 投票用封筒等発送（県選管） |
| 6月12日 | 金 | -79 | -67 | <ul style="list-style-type: none"> 後援団体に関する寄附等の禁止期間の開始（任期満了の日前90日から選挙期日まで） | 法199の5 | | | |
| 7月3日 | 金 | -58 | -46 | | | | | <ul style="list-style-type: none"> 市区町事務打合せ会 10:00 鯉城会館 |
| 7月4日 | 土 | -57 | -45 | | | | | |
| 7月5日 | 日 | -56 | -44 | | | | | |
| 7月6日 | 月 | -55 | -43 | | | | | |
| 7月7日 | 火 | -54 | -42 | | | | | |
| 7月8日 | 水 | -53 | -41 | | | | | |
| 7月9日 | 木 | -52 | -40 | <ul style="list-style-type: none"> 町名・投票区・投票所名ファイル出力：区選管へ送付 選挙事務従事者カード・リスト（従事可否）：区選管へ送付 △ポスター掲示場設置業者見積合せ 17:00 | | | | |
| 7月10日 | 金 | -51 | -39 | | | | | |
| 7月11日 | 土 | -50 | -38 | | | | | |
| 7月12日 | 日 | -49 | -37 | | | <ul style="list-style-type: none"> 在外投票（郵便等投票）の投票用紙等の郵送による事前交付開始 | 法49の2二、令65の11②、在規23 | |
| 7月13日 | 月 | -48 | -36 | | | | | |
| 7月14日 | 火 | -47 | -35 | | | | | |
| 7月15日 | 水 | -46 | -34 | | | | | <ul style="list-style-type: none"> 投票用封印刷（小選挙区・比例代表） |
| 7月16日 | 木 | -45 | -33 | | | | | |
| 7月17日 | 金 | -44 | -32 | | | <ul style="list-style-type: none"> 《衆議院》投票用紙受領 選挙事務従事者カード・選任リスト：市選管へ送付 | | <ul style="list-style-type: none"> 《衆議院》投票用紙発送（県選管） |

| 月 日 | 曜 日 | 期 日 前 ・ 後 | 公 示 前 ・ 後 | 市選管の行う事務 | | 区選管の行う事務 | | 備 考 |
|-------|-----|--------------------|--------------------|--|------|---|--------------|---------------------------------|
| | | | | 事 項 | 根拠法令 | 事 項 | 根拠法令 | |
| 7月18日 | 土 | -43 | -31 | | | | | |
| 7月19日 | 日 | -42 | -30 | | | | | |
| 7月20日 | 月 | -41 | -29 | | | | | |
| 7月21日 | 火 | -40 | -28 | | | ・ 選挙人名簿登録の移し替えに係る解散等の選挙事由発生日 | 令17、市事12の2 | ・ 衆議院解散 |
| 7月22日 | 水 | -39 | -27 | ・ 電算データ現在日 | | ■ 選挙人名簿登録の移替延期期間の告示 ・ 町名・投票区・投票所名ファイル修正分：市選管へ送付 | 令17、市事12の2 | |
| 7月23日 | 木 | -38 | -26 | ・ 町名・投票区・投票所名ファイル修正分：情報システム課へ提出 ・ 各局庶務担当課へ選挙事務従事者カード（データ）を送付 | | ・ 選挙人名簿登録の移替延期開始（選挙期日まで） | 令17 | |
| 7月24日 | 金 | -37 | -25 | ・ 投票区スベリスト出力：区選管へ送付 | | ・ 投票区スベリスト修正分：市選管へ送付 | | △ 政党等事務打合せ会 13:30 八丁堀シャンテ |
| 7月25日 | 土 | -36 | -24 | | | | | |
| 7月26日 | 日 | -35 | -23 | | | | | |
| 7月27日 | 月 | -34 | -22 | ・ 投票区スベリスト修正分：情報システム課へ提出 ・ 選挙マスタ作成 | | | | △ 立候補予定者等説明会 10:00 県庁 |
| 7月28日 | 火 | -33 | -21 | ・ 縦覧リスト等出力 ・ 投票受付システム用データ作成 | | | | |
| 7月29日 | 水 | -32 | -20 | ・ 投票区索引簿：出力・カット（8月3日まで） | | | | |
| 7月30日 | 木 | -31 | -19 | ・ 選挙のお知らせ：出力・カット（8月6日まで） | | | | |
| 7月31日 | 金 | -30 | -18 | ・ 縦覧リスト等：区選管配付 | | ・ 縦覧リスト等：受領・点検 | | |
| 8月1日 | 土 | -29 | -17 | ・ 市広報紙に記事掲載 | | | | |
| 8月2日 | 日 | -28 | -16 | | | | | |
| 8月3日 | 月 | -27 | -15 | △ 選挙係長・担当者合同会議 15:00 北庁舎4階会議室 | | | | |
| 8月4日 | 火 | -26 | -14 | ・ 投票区索引簿：区選管へ引継ぎ ・ 選挙事務従事者カード（データ）を区選管へ送付 | | ・ 投票区索引簿：受領・点検 | | |
| 8月5日 | 水 | -25 | -13 | △ 不在者投票指定施設等との事務打合せ会 14:00 本庁舎2階講堂 | | | | |
| 8月6日 | 木 | -24 | -12 | | | | | |
| 8月7日 | 金 | -23 | -11 | ・ 選挙のお知らせ：区選管へ引継ぎ | | ・ 選挙のお知らせ：受領・点検 | | |
| 8月8日 | 土 | -22 | -10 | | | | | |
| 8月9日 | 日 | -21 | -9 | | | | | |
| 8月10日 | 月 | -20 | -8 | ● 委員会開催 14:00 選挙管理委員室 △ 広島市・区選挙管理委員会委員長・事務局長合同会議 15:00 北庁舎3階第2・3会議室 | | | | △ 投・開票速報リハーサル（第1回） |
| 8月11日 | 火 | -19 | -7 | | | | | |
| 8月12日 | 水 | -18 | -6 | | | | | |
| 8月13日 | 木 | -17 | -5 | | | | | |
| 8月14日 | 金 | -16 | -4 | | | | | |
| 8月15日 | 土 | -15 | -3 | ・ 市広報紙に記事掲載 | | ■ 選挙人名簿選挙時登録者書面の縦覧場所の告示期限 ■ 在外選挙人名簿登録者書面の縦覧場所の告示期限 ・ ホスター掲示場設置完了 ・ 市広報紙（区版）に記事掲載 | 法23 法30の7 | |
| 8月16日 | 日 | -14 | -2 | | | ・ ホスター掲示場設置検収 | | |

| 月 日 | 曜 日 | 期 日 前・後 | 公 示 前・後 | 市選管の行う事務 | | 区選管の行う事務 | | 備 考 |
|-------|-----|------------|---|---|--|---|---|---------|
| | | | | 事 項 | 根拠法令 | 事 項 | 根拠法令 | |
| 8月17日 | 月 | -13 | -1 | <ul style="list-style-type: none"> 選挙人名簿登録者数：報告受理 選挙人名簿登録者数の報告（県選管へ） ● 委員会開催 15:00 選挙管理委員会 ■ 選挙権を有する者の総数の50分の1, 3分の1及び6分の1の数の告示 ・ 期日前投票周知用立看板設置(区役所、出張所) ・ 各任命権者への投・開票事務従事の承認依頼 | 市事18 地自法74, 75, 76, 80, 81, 86, 地教法8 | <ul style="list-style-type: none"> 選挙人名簿登録基準日・登録日 選挙人名簿登録者数を県選管・市選管へ報告（在外選挙人名簿を含む） ● 委員会開催 ・ 選挙のお知らせ発送 不在者投票用紙等の郵送による事前交付開始（登録地以外の国内の市町村における在外投票含む） ■ 公営*ｽﾀｰ掲示場の設置場所の告示 ・ 投・開票事務従事者辞令書（写し）：市選管へ送付 | 法22 令22, 23の16, 事12, 83, 市事18, 18の9 令31, 市事25 令53, 59の4, 65の13, 市事47の2 法144の2 | |
| 8月18日 | 火 | -12 | 0 | 衆議院議員総選挙の公示日・最高裁判所裁判官国民審査の告示日 | | | | ・ 立候補届出 |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> 街頭啓発(白ばらキャラバン隊) 屋外広告幕・看板の掲出 花電車の運行 選挙事務所設置（異動）報告受理 | | <ul style="list-style-type: none"> ■ 投票管理者及び同職務代理者(投票所及び期日前投票所)の選任告示 ■ 投票所及び期日前投票所の告示 ■ 投票所の開閉時刻の繰り上げ繰り下げの告示 ■ 投票記載所に掲示する候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時の告示 ■ 開票管理者及び同職務代理者の選任告示 ■ 開票の場所及び日時の告示 ■ 開票立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時の告示 ■ 不在者投票の投票記載場所の告示 ■ 在外投票を行う期日前投票所の告示 ・ 開票立会人届出受理開始 ・ 選挙事務所設置（異動）届出受理開始・同報告（市選管へ） ・ *ｽﾀｰ掲示場掲示開始 ・ *ｽﾀｰ掲示の便宜供与 ・ 公営施設使用の個人演説会等開催申出受理開始 ・ 選挙人名簿選挙時登録者書面の縦覧（1日）・異議申出期限 ・ 在外選挙人名簿選挙時登録者書面の縦覧（1日）・異議申出期限 ・ 選挙人名簿抄本の閲覧中断（選挙期日後5日に当たる日まで） ・ 投票管理者(投票所及び期日前投票所)・開票管理者へ候補者の氏名等の通知 ・ 期日前投票所の投票立会人の選任について本人及び投票管理者へ通知 ・ 投票管理者(投票所及び期日前投票所)へ最高裁判所裁判官の氏名・任命年月日等の通知 | 法37, 令25, 49の7, 市事20, 45の2 法41, 48の2, 市事24, 45の2 法40, 市事23 法175, 運56, 市事156 法61, 令68, 市事51 法64 法62, 市事52 事33, 市事46 令65の13③ 法62, 市事53 法130, 令108, 市事87 法144の2 令111の2 法163, 令112 法23, 24 法30の7, 30の8, 令23の7 法29 令92 法38, 48の2, 令27, 49の7, 市事21 審令2 | | |

| 月 日 | 曜 日 | 期 日 前・後 | 公 示 前・後 | 市選管の行う事務 | | 区選管の行う事務 | | 備 考 |
|---------|-----|------------|------------|--|------|---|--|---|
| | | | | 事 項 | 根拠法令 | 事 項 | 根拠法令 | |
| (8月18日) | | | | <ul style="list-style-type: none"> 区選管から掲載順序の報告受理(小選挙区) 県選管から掲載順序の通知受理(比例代表) | | <ul style="list-style-type: none"> 投票所開閉時刻変更について関係投票管理者への通知及び県選管への届出 (小選挙区)投票記載所に掲示する候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじ 17:20 掲載順序の結果：市選管へ報告 県選管から掲載順序の通知受理(比例代表) 期日前投票所及び不在者投票記載場所の設置 投票用紙及び抄本等を投票管理者(期日前投票所)へ引継ぎ(在外投票分を含む) 選挙周知用懸垂幕のぼり：区役所掲出 | 法40 法175③、 運56 令32, 49 の7, 市事 26 令28, 令 49の7, 65 の13 | <ul style="list-style-type: none"> (比例代表)投票記載所に掲示する名簿届出政党等の名称等の掲載順序を定めるくじ(県選管) |
| 8月19日 | 水 | -11 | 1 | | | <ul style="list-style-type: none"> 《衆議院》期日前投票及び不在者投票開始 区役所・出張所 8:30~20:00 期日前投票所及び区選管委員長が管理する不在者投票記載場所内に候補者の氏名等、名簿届出政党等の名称等を掲示 △投票管理者及び同職務代理人打合せ会 15:00 南区 | 法48の 2, 49, 令 50~ 法175②、 令125の4 | |
| 8月20日 | 木 | -10 | 2 | | | <ul style="list-style-type: none"> 公営施設使用の個人演説会等開始 △投票管理者及び同職務代理人打合せ会 15:00 西区、安佐南区、安芸区 | 法161, 163, 令112 | |
| 8月21日 | 金 | -9 | 3 | <ul style="list-style-type: none"> △開票等事務打合せ会(市・区選管合同) 10:00 選挙管理委員会 | | <ul style="list-style-type: none"> 《国民審査》投票用紙・氏名揭示紙等受領 △投票所庶務係等事務説明会 13:00 中区 △投票管理者及び同職務代理人打合せ会 15:00 中区、東区、安佐北区、佐伯区 | | <ul style="list-style-type: none"> 《国民審査》投票用紙・氏名揭示紙等発送(県選管) |
| 8月22日 | 土 | -8 | 4 | <ul style="list-style-type: none"> 街頭啓発(白ばらキャラバン隊) | | <ul style="list-style-type: none"> ■最高裁判所裁判官の氏名等の掲示を行う場所の告示期限 | 審法52、 審規7、市 事196 | <ul style="list-style-type: none"> 選挙公報印刷(県選管) |
| 8月23日 | 日 | -7 | 5 | <ul style="list-style-type: none"> 街頭啓発(白ばらキャラバン隊) 宣伝車による啓発(宣伝車11台による巡回啓発) | | <ul style="list-style-type: none"> 最高裁判所裁判官の氏名等の投票所入口(ポスター掲示場)への掲示開始 《国民審査》期日前投票及び不在者投票開始 | 審法62、 審令20, 22 審令14 | <ul style="list-style-type: none"> 選挙公報・審査公報印刷(県選管) |
| 8月24日 | 月 | -6 | 6 | <ul style="list-style-type: none"> 選挙公報・審査公報：県選管から受領 投票所周知用看板設置開始 | | <ul style="list-style-type: none"> 選挙公報・審査公報：県選管から受領 | | <ul style="list-style-type: none"> 選挙公報・審査公報発送(県選管) |
| 8月25日 | 火 | -5 | 7 | | | <ul style="list-style-type: none"> 投票立会人選任内申期限 △開票事務説明会(審査係・国民審査係) 9:00 中区 △開票事務打合せ会(進行指揮者・班長) 11:00 中区 △開票事務打合せ会(進行指揮者・班長) 15:00 中区、南区、西区、安佐北区、安芸区 | 市事21 | <ul style="list-style-type: none"> △投・開票速報リハーサル(第2回) |

| 月 日 | 曜 日 | 期 日 前・後 | 公 示 前・後 | 市選管の行う事務 | | 区選管の行う事務 | | 備 考 |
|-------|-----|------------|------------|--|------|--|--|----------------------------------|
| | | | | 事 項 | 根拠法令 | 事 項 | 根拠法令 | |
| 8月26日 | 水 | -4 | 8 | <ul style="list-style-type: none"> 選挙公報・審査公報：新聞折込みにより配布（中国・朝日・毎日・読売・日本経済・産経） 街頭啓発（白ばらキャラバン隊） | | <ul style="list-style-type: none"> ● 委員会開催（投票立会人選任） 重度身体障害者及び要介護者の郵便等による不在者投票、在外投票（郵便等投票）の投票用紙等の請求期限 選挙事務所閉鎖について通知（投票所から300m以内にあるもの） △ 開票事務打合せ会（進行指揮者・班長） 10:00 安佐南区 15:00 東区、安佐北区 | <ul style="list-style-type: none"> 令59の4, 65の11① 法132 | △ 市区速報・結果報告打合せ会 10:30 鯉城会館 |
| 8月27日 | 木 | -3 | 9 | <ul style="list-style-type: none"> （小選挙区補充立候補の場合）区選管から掲載順序の報告受理 | | <ul style="list-style-type: none"> 投票立会人の選任：本人及び投票管理者への通知期限 開票立会人届出期限 開票立会人を定めるくじ（小選挙区 17:20） （比例代表 17:30） 開票立会人が3人に満たない場合の補充選任：本人及び開票管理者への通知 公営施設使用の個人演説会等開催申出受理最終日 （小選挙区補充立候補の場合）投票記載所に掲示する候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじ 17:40 （掲載順序の結果を市選管へ報告） △ 開票事務打合せ会（進行指揮者・班長） 15:00 佐伯区 | <ul style="list-style-type: none"> 法38、令27、市事21 法62、令69、市事53 法62 法62、令70の2、市事54, 55 法163 法175③、連56 | （小選挙区）補充立候補届出期限 |
| 8月28日 | 金 | -2 | 10 | <ul style="list-style-type: none"> 街頭啓発（白ばらキャラバン隊） | | <ul style="list-style-type: none"> 選挙公報・審査公報：配布期限 投票所器材送致 | 法170、審令31 | |
| 8月29日 | 土 | -1 | 11 | 選挙運動最終日 | | <ul style="list-style-type: none"> 期日前投票・不在者投票（在外投票）最終日 街頭啓発 投票総参加の呼びかけ ※各区繁華街で啓発物資を配布 投票所設営 開票所設営 当日有権者予定者数：市選管へ速報 投票記載所に掲示する候補者・名簿届出政党等の氏名表等：投票管理者へ引継ぎ 期日前投票を投票管理者（期日前投票所）から受領 投票用紙及び抄本等を投票管理者（投票所）へ引継ぎ 在外選挙人名簿の抄本を指定在外選挙投票区投票管理者へ引継ぎ | <ul style="list-style-type: none"> 法48の2①、49、令50 令32、事23、市事26 法175 法55, 48の2②、令49の10 令28 令65の20 | |

| 月 日 | 曜 日 | 期 日 前・後 | 公 示 前・後 | 市選管の行う事務 | | 区選管の行う事務 | | 備 考 | |
|-------|-----|------------|------------|---|------|---|------|---|--|
| | | | | 事 項 | 根拠法令 | 事 項 | 根拠法令 | | |
| 8月30日 | 日 | 0 | 12 | 衆議院議員総選挙選挙期日・最高裁判所裁判官国民審査投票期日 | | | | | |
| | | | | <ul style="list-style-type: none"> 投票状況：速報受理（1時間毎及び結果） 宣伝車による投票の呼びかけ 広報車 11台 不在者投票転送（17:30, 18:30：郵便事業（株）広島支店から受理） 開票状況：速報受理（22:00から30分毎及び結果） ●委員会開催 22:30 選挙管理委員室 | (投票) | <ul style="list-style-type: none"> ●委員会開催 投票状況：県及び市選管へ速報（1時間毎及び結果） 投票時間 7:00～20:00 ※ 投票時間変更の投票所 南 区 似 島 6:00～18:00 金 輪 7:00～18:00 佐伯区 第二十一 7:00～18:00 上多田 7:00～18:00 投票区数 広島市計 273区 中 区 23区 東 区 22区 南 区 33区 西 区 36区 安佐南区39区 安佐北区60区 安芸区 17区 佐伯区 43区 投票記載所へ候補者・名簿届出政党等の氏名表等掲示 法175, 運56 投票所入口から300m内にある選挙事務所の閉鎖命令 法134 不在者投票及び同調書を指定投票区の投票管理者へ送致 令60, 61 在外投票及び同調書を指定在外選挙投票区の投票管理者へ送致 令65の7, 65の12, 65の13, 60, 65の19, 61 期日前投票を開票管理者へ送致 法55, 48の2② 投票箱等（投票所及び期日前投票所）送致物受付 法55, 48の2② 開票開始時刻 21:20 法64 開票状況（22:00から30分毎及び結果）速報：県選管・市選管へ 法66, 市事62 開票所 中 区 広島市立国泰寺中学校 東 区 広島市立二葉中学校 南 区 広島市立広島工業高等学校 西 区 広島市立観音中学校 安佐南区 広島市立沼田高等学校 安佐北区 広島市立安佐北高等学校 安芸区 広島市立矢野中学校 佐伯区 広島市立五日市中学校 | | <ul style="list-style-type: none"> 事52, 市事43 法40 法175, 運56 法134 令60, 61 令65の7, 65の12, 65の13, 60, 65の19, 61 法55, 48の2② 法55, 48の2② 法64 法66, 市事62 法63 | |
| 8月31日 | 月 | 1 | 13 | <ul style="list-style-type: none"> ポスター掲示場撤去開始 礼状発送 | | <ul style="list-style-type: none"> 選挙結果の記録整理 選挙結果：県選管・市選管へ報告（開票録写し・結果報告書） 投票所・開票所器材撤収及び整理 礼状発送 | | <ul style="list-style-type: none"> 結果報告書検収 事77 | |
| 9月1日 | 火 | 2 | 14 | | | | | <ul style="list-style-type: none"> 選挙会（小選挙区）、選挙分会（比例代表）、審査分会（国民審査） | |
| 9月2日 | 水 | 3 | 15 | | | <ul style="list-style-type: none"> ポスター掲示場撤去に伴う検収 | | | |
| 9月3日 | 木 | 4 | 16 | | | | | | |
| 9月4日 | 金 | 5 | 17 | | | | | <ul style="list-style-type: none"> 選挙会（比例代表） | |
| 9月5日 | 土 | 6 | 18 | | | | | | |
| 9月6日 | 日 | 7 | 19 | | | | | | |
| 9月7日 | 月 | 8 | 20 | | | | | | |

| 月 日 | 曜 日 | 期 日 前・後 | 公 示 前・後 | 市選管の行う事務 | | 区選管の行う事務 | | 備 考 |
|---|-----|------------|------------|----------|------|----------|------|------------------------------------|
| | | | | 事 項 | 根拠法令 | 事 項 | 根拠法令 | |
| 9月8日 | 火 | 9 | 21 | | | | | |
| 9月9日 | 水 | 10 | 22 | | | | | |
| 9月10日 | 木 | 11 | 23 | | | | | |
| 9月11日 | 金 | 12 | 24 | | | | | |
| 9月12日 | 土 | 13 | 25 | | | | | |
| 9月13日 | 日 | 14 | 26 | | | | | |
| 9月14日 | 月 | 15 | 27 | | | | | ・選挙運動費用 収支報告書提 出期限（法 189） |
| 9月15日 | 火 | 16 | 28 | | | | | |
| 9月16日 | 水 | 17 | 29 | | | | | |
| 9月17日 | 木 | 18 | 30 | | | | | |
| 9月18日 | 金 | 19 | 31 | | | | | |
| 9月19日 | 土 | 20 | 32 | | | | | |
| 9月20日 | 日 | 21 | 33 | | | | | |
| 9月21日 | 祝 | 22 | 34 | | | | | |
| 9月22日 | 休 | 23 | 35 | | | | | |
| 9月23日 | 祝 | 24 | 36 | | | | | |
| 9月24日 | 木 | 25 | 37 | | | | | |
| 9月25日 | 金 | 26 | 38 | | | | | |
| 9月26日 | 土 | 27 | 39 | | | | | |
| 9月27日 | 日 | 28 | 40 | | | | | |
| 9月28日 | 月 | 29 | 41 | | | | | |
| 9月29日 | 火 | 30 | 42 | | | | | ・選挙争訟提起 期限（法204） |
| 9月30日 | 水 | 31 | 43 | | | | | |
| 10月1日 | 木 | 32 | 44 | | | | | ・当選争訟提起 期限（法208） |
| <p>凡 例</p> <p>法 = 公職選挙法 令 = 公職選挙法施行令 在規 = 在外選挙執行規則</p> <p>事 = 公職選挙事務取扱規程 運 = 公職選挙法による選挙運動等に関する規程</p> <p>市事 = 広島市公職選挙事務取扱規程 地自法 = 地方自治法 地教法 = 地方教育行政の組織及び運営に関する法律</p> <p>審法 = 最高裁判所裁判官国民審査法 審令 = 最高裁判所裁判官国民審査法施行令</p> <p>審規 = 最高裁判所裁判官国民審査事務取扱規程</p> | | | | | | | | |

3 投票区及び開票区

今回の選挙における投票区は273、開票区は8である。

投票所・開票所にあてた施設の内訳及び名称等は、次のとおりである。

(1) 投票所等にあてた施設の内訳

| 区名 | 投票区数 | 選挙当日投票所にあてた施設の内訳 | | | | | | | | 期日前投票所及び不在者投票記載場所にあてた施設の内訳 | |
|-----|------|------------------|--------|-----|-----|-----|------|-------|-----|----------------------------|-------|
| | | 学校 | うち、幼稚園 | 保育園 | 公民館 | 集会所 | 区役所等 | 市関係建物 | その他 | 区役所等 | 市関係建物 |
| 中 | 23 | 21 | 4 | — | — | 2 | — | — | — | 1 | — |
| 東 | 22 | 10 | 1 | — | 3 | 5 | 1 | 3 | — | 2 | — |
| 南 | 33 | 19 | 3 | 2 | — | 10 | — | 2 | — | 1 | — |
| 西 | 36 | 18 | — | 1 | 2 | 14 | — | 1 | — | 1 | — |
| 安佐南 | 39 | 18 | — | — | 5 | 15 | 1 | — | — | 4 | — |
| 安佐北 | 60 | 18 | — | — | — | 37 | 1 | 2 | 2 | 3 | 1 |
| 安芸 | 17 | 4 | 1 | 4 | 2 | 3 | 1 | 2 | 1 | 4 | — |
| 佐伯 | 43 | 9 | — | 5 | 9 | 18 | 1 | 1 | — | 2 | — |
| 市計 | 273 | 117 | 9 | 12 | 21 | 104 | 5 | 11 | 3 | 18 | 1 |

(2) 選挙当日投票所にあてた施設の名称及び所在地

[中区]

★は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区

| 投票区名 | 選挙当日投票所施設名 | 所在地 |
|------|----------------------|-------------------|
| 白島第一 | 安田学園体育館1階 | 広島市中区白島北町1番41号 |
| 白島第二 | 白島小学校体育館 | 広島市中区西白島町26番3号 |
| 基町 | 基町幼稚園 | 広島市中区基町20番3号 |
| 幟町 | 幟町小学校体育館 | 広島市中区幟町3番10号 |
| 堀川 | 中央新天地集会所 | (中区東新天地地下駐車場上) |
| 袋町 | 袋町小学校1階ワークスペース | 広島市中区袋町6番36号 |
| ★大手 | 広島特別支援学校(旧広島養護学校)体育館 | 広島市中区大手町四丁目4番4号 |
| 竹屋 | 竹屋小学校体育館 | 広島市中区鶴見町8番49号 |
| 国泰寺 | 国泰寺中学校美術教室 | 広島市中区国泰寺町一丁目1番41号 |
| 千田第一 | 千田小学校体育館 | 広島市中区東千田町二丁目1番34号 |
| 千田第二 | 千田スポーツ会館 | 広島市中区千田町三丁目10番8号 |
| 中島 | 中島小学校体育館 | 広島市中区加古町10番8号 |
| 吉島第一 | 慈光幼稚園 | 広島市中区吉島西一丁目2番14号 |
| 吉島第二 | 吉島東小学校体育館 | 広島市中区吉島東三丁目2番7号 |
| 吉島第三 | 吉島幼稚園 | 広島市中区光南二丁目14番12号 |
| 広瀬 | 広瀬小学校体育館 | 広島市中区広瀬町2番8号 |
| 本川 | 本川小学校体育館 | 広島市中区本川町一丁目5番39号 |
| 神崎 | 神崎小学校体育館 | 広島市中区舟入中町1番36号 |
| 舟入東 | 舟入高等学校北棟1階 | 広島市中区舟入南一丁目4番4号 |
| 舟入西 | 舟入小学校体育館 | 広島市中区舟入南二丁目9番48号 |
| 江波第一 | 江波中学校体育館 | 広島市中区江波西一丁目1番13号 |
| 江波第二 | 江波小学校体育館 | 広島市中区江波南二丁目2番53等 |
| 江波第三 | 栄光幼稚園 | 広島市中区江波西二丁目32番1号 |
| 投票区数 | 23 | |

[東区] ★は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区

| 投票区名 | 選挙当日投票所施設名 | 所在地 |
|-------|-----------------------|--------------------|
| 温品第一 | 温品小学校体育館 | 広島市東区温品七丁目8番8号 |
| 温品第二 | 広島市東区役所温品出張所 | 広島市東区温品五丁目1番18号 |
| 上温品第一 | 広島市温品福祉センター | 広島市東区上温品一丁目24番1号 |
| 上温品第二 | 菰口集会施設 | 広島市東区温品町1988番地 |
| 馬木第一 | 馬木公民館 | 広島市東区馬木二丁目565番地の4 |
| 馬木第二 | 福木小学校体育館 | 広島市東区馬木九丁目1番2号 |
| 福田 | 福田公民館 | 広島市東区福田四丁目4152番地の1 |
| 戸坂第一 | 戸坂小学校南校舎教室 | 広島市東区戸坂出江二丁目1番1号 |
| 戸坂第二 | 東浄小学校体育館 | 広島市東区中山新町二丁目8番1号 |
| 戸坂第三 | 広島市戸坂福祉センター | 広島市東区戸坂大上一丁目4番22号 |
| 戸坂第四 | 県立広島中央特別支援学校(旧盲学校)体育館 | 広島市東区戸坂千足二丁目1番4号 |
| 中山第一 | 中山集会所 | 広島市東区中山中町11番2号 |
| 中山第二 | 広島市中山福祉センター | 広島市東区中山南一丁目5番39号 |
| 牛田第一 | あやめ幼稚園 | 広島市東区牛田中二丁目7番34号 |
| 牛田第二 | 牛田小学校体育館 | 広島市東区牛田旭一丁目14番45号 |
| 牛田第三 | 牛田新町集会所 | 広島市東区牛田新町一丁目3番31号 |
| 牛田第四 | 早稲田公民館 | 広島市東区牛田東四丁目19番1号 |
| 二葉 | 二葉集会所 | 広島市東区二葉の里一丁目7番22号 |
| 愛宕 | 若草集会所 | 広島市東区若草町10番25号 |
| ★尾長第一 | 尾長小学校体育館 | 広島市東区山根町21番10号 |
| 尾長第二 | 二葉中学校金工室 | 広島市東区光町二丁目15番8号 |
| 矢賀 | 矢賀小学校体育館 | 広島市東区矢賀二丁目10番67号 |
| 投票区数 | 22 | |

[南区] ★は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区

| 投票区名 | 選挙当日投票所施設名 | 所在地 |
|------|----------------------|-------------------|
| 荒神 | 荒神町小学校体育館 | 広島市南区西蟹屋三丁目7番27号 |
| 大州 | 大州保育園 | 広島市南区大州三丁目9番31号 |
| 青崎 | 青崎小学校体育館 | 広島市南区青崎一丁目15番51号 |
| 向洋 | 向洋集会所 | 広島市南区向洋中町5番16号 |
| 向洋新町 | 向洋新町会館 | 広島市南区向洋新町一丁目6番1号 |
| 段原第一 | 段原中学校製図室 | 広島市南区段原山崎町4番42号 |
| 段原第二 | 段原東集会所 | 広島市南区段原四丁目3番16号 |
| 段原第三 | みみょう幼稚園 | 広島市南区段原南一丁目5番3号 |
| 段原第四 | 段原小学校体育館 | 広島市南区的場町二丁目4番19号 |
| 比治山 | 安芸幼稚園 | 広島市南区比治山本町12番60号 |
| 東雲第一 | 比治山小学校体育館 | 広島市南区上東雲町28番28号 |
| 東雲第二 | 東雲会館 | 広島市南区東雲二丁目9番26号 |
| 出汐 | 出汐会館 | 広島市南区出汐一丁目5番12号 |
| 霞町 | 比治山女子高等学校 | 広島市南区西霞町5番16号 |
| 旭町 | 大河小学校体育館 | 広島市南区旭一丁目8番1号 |
| ★皆実 | 皆実小学校体育館 | 広島市南区皆実町一丁目15番32号 |
| 翠町第一 | 親和幼稚園 | 広島市南区翠二丁目3番1号 |
| 翠町第二 | 翠町中学校格技場 | 広島市南区翠四丁目15番1号 |
| 翠町第三 | 広島大学附属小学校体育館 | 広島市南区翠一丁目1番1号 |
| 仁保 | 仁保小学校体育館 | 広島市南区仁保新町二丁目8番30号 |
| 黄金山 | 黄金山小学校体育館 | 広島市南区北大河町35番1号 |
| 大河 | 大河保育園 | 広島市南区北大河町15番16号 |
| 渟崎 | 仁保緑地仮設投票所 | 広島市南区仁保二丁目4番 |
| 楠那 | 楠那小学校体育館 | 広島市南区楠那町5番7号 |
| 宇品第一 | 宇品体育館 | 広島市南区宇品海岸三丁目6番54号 |
| 宇品第二 | 宇品小学校体育館 | 広島市南区宇品御幸四丁目5番11号 |
| 宇品第三 | 宇品東小学校体育館 | 広島市南区宇品東七丁目11番8号 |
| 宇品第四 | 宇品中学校柔剣道場 | 広島市南区宇品東五丁目1番51号 |
| 宇品第五 | 宇品西公園仮設投票所(宇品集会所の東隣) | 広島市南区宇品御幸二丁目6番 |
| 元宇品 | 元宇品会館 | 広島市南区元宇品町13番18号 |

| | | |
|------|--------|---------------------|
| 出島 | 出島集会所 | 広島市南区出島二丁目14番73号 |
| 似島 | 似島集会所 | 広島市南区似島町家下752番地の74 |
| 金輪 | 金輪島集会所 | 広島市南区宇品町字金輪島381番地の9 |
| 投票区数 | 33 | |

〔西区〕

★は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区

| 投票区名 | 選挙当日投票所施設名 | 所在地 |
|--------|--------------------|--------------------|
| 向地 | 向地公民館 | 広島市西区大芝三丁目10番3号 |
| 大芝北 | 大芝集会所 | 広島市西区大芝一丁目13番21号 |
| 大芝南 | 大芝小学校体育館 | 広島市西区大芝一丁目25番18号 |
| 三篠 | 三篠小学校体育館 | 広島市西区三篠町一丁目9番25号 |
| 三滝 | 三滝本町集会所 | 広島市西区三滝本町二丁目16番25号 |
| 中広 | 中広中学校体育館 | 広島市西区中広町三丁目1番41号 |
| 天満 | 天満小学校体育館 | 広島市西区天満町1番27号 |
| 福島 | 西地域交流センター(旧 西隣保館) | 広島市西区福島町一丁目19番12号 |
| 観音 | 観音小学校体育館 | 広島市西区観音本町二丁目1番26号 |
| ★南観音第一 | 観音中学校体育館 | 広島市西区南観音三丁目4番6号 |
| 南観音第二 | 南観音小学校体育館 | 広島市西区南観音六丁目5番45号 |
| 南観音第三 | 観音新町会館 | 広島市西区観音新町三丁目8番40号 |
| 新庄 | 市営新庄団地集会室 | 広島市西区新庄町27番1号 |
| 己斐第一 | 己斐集会所(己斐本町会館) | 広島市西区己斐本町二丁目3番4号 |
| 己斐第二 | 己斐小学校体育館 | 広島市西区己斐上二丁目1番1号 |
| 己斐第三 | 己斐上集会所(己斐峠入口バス停東側) | 広島市西区己斐上一丁目14番5号 |
| 己斐第四 | 己斐東学区会館(さくら保育所向側) | 広島市西区己斐中三丁目46番5号 |
| 己斐第五 | 己斐上小学校体育館 | 広島市西区己斐上六丁目455番地 |
| 己斐第六 | 己斐中学校体育館 | 広島市西区己斐上三丁目35番1号 |
| 己斐第七 | 己斐上五丁目集会所 | 広島市西区己斐上五丁目26番11号 |
| 庚午北 | 庚午北集会所 | 広島市西区庚午北二丁目14番1号 |
| 庚午中 | 庚午中三丁目集会所 | 広島市西区庚午中三丁目3番15号 |
| 庚午 | 庚午中学校武道場 | 広島市西区庚午中四丁目12番48号 |
| 高須第一 | 古田保育園 | 広島市西区古江東町1番17号 |
| 高須第二 | 高須小学校体育館 | 広島市西区高須四丁目16番1号 |
| 古田 | 古田公民館 | 広島市西区古江西町19番15号 |
| 山田 | 山田小学校体育館 | 広島市西区山田新町二丁目21番1号 |
| 草津 | 草津小学校体育館 | 広島市西区草津東二丁目12番1号 |
| 鈴が峰 | 鈴が峰小学校体育館 | 広島市西区鈴が峰町36番2号 |
| 田方第一 | 田方集会所 | 広島市西区田方一丁目20番21号 |
| 田方第二 | 田方上集会所 | 広島市西区田方二丁目6番12号 |
| 井口明神 | 井口明神小学校体育館 | 広島市西区井口明神一丁目13番1号 |
| 井口台 | 井口台小学校体育館 | 広島市西区井口台三丁目5番1号 |
| 井口第一 | 井口集会所 | 広島市西区井口二丁目1番4号 |
| 井口第二 | 井口公民館 | 広島市西区井口鈴が台二丁目14番8号 |
| 井口第三 | 鈴峯女子中・高等学校講堂ロビー | 広島市西区井口四丁目7番1号 |
| 投票区数 | 36 | |

〔安佐南区〕

★は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区

| 投票区名 | 選挙当日投票所施設名 | 所在地 |
|--------|------------|----------------------|
| 川内 | 川内小学校体育館 | 広島市安佐南区川内五丁目40番1号 |
| 八木第一 | 鳴渡場集会所 | 広島市安佐南区八木町272番地の1 |
| 八木第二 | 八木小学校体育館 | 広島市安佐南区八木九丁目17番1号 |
| 八木第三 | 梅林小学校体育館 | 広島市安佐南区八木三丁目3番9号 |
| 緑井第一 | 佐東公民館 | 広島市安佐南区緑井六丁目29番25号 |
| 緑井第二 | 緑井小学校体育館 | 広島市安佐南区緑井四丁目31番1号 |
| 安古市第一 | 東野公民館 | 広島市安佐南区東野二丁目22番7号 |
| 安古市第二 | 中筋会館 | 広島市安佐南区中筋一丁目4番18号 |
| ★安古市第三 | 古市小学校体育館 | 広島市安佐南区古市二丁目21番1号 |
| 安古市第四 | 古市公民館 | 広島市安佐南区古市三丁目24番8号 |
| 安古市第五 | 大町集会所 | 広島市安佐南区大町東三丁目7番25-6号 |
| 安古市第六 | 安東小学校体育館 | 広島市安佐南区安東一丁目28番1号 |

| | | |
|--------|----------------|-------------------------|
| 安古市第七 | 上安公会堂 | 広島市安佐南区上安一丁目3番19号 |
| 安古市第八 | 安小学校体育館 | 広島市安佐南区上安二丁目7番56号 |
| 安古市第九 | 安西小学校体育館 | 広島市安佐南区高取南二丁目18番1号 |
| 安古市第十 | 安北小学校体育館 | 広島市安佐南区高取北二丁目30番1号 |
| 安古市第十一 | 上安小学校体育館 | 広島市安佐南区上安五丁目21番52号 |
| 安古市第十二 | 毘沙門台小学校体育館 | 広島市安佐南区毘沙門台三丁目1番1号 |
| 安古市第十三 | 広島中央グリーンハイツ集会所 | 広島市安佐南区安東七丁目22番2号 |
| 安古市第十四 | 高長集会所 | 広島市安佐南区高取北四丁目4番14号 |
| 安古市第十五 | 弘徳団地第一自治会館 | 広島市安佐南区安東四丁目26番27号 |
| 安古市第十六 | 安東亜ハイツ集会所 | 広島市安佐南区相田七丁目27番3号 |
| 祇園第一 | 安佐南区役所祇園出張所 | 広島市安佐南区祇園二丁目48番7号 |
| 祇園第二 | 祇園小学校体育館 | 広島市安佐南区祇園三丁目1番27号 |
| 祇園第三 | 山本小学校体育館 | 広島市安佐南区山本三丁目13番1号 |
| 祇園第四 | 長東西集会所 | 広島市安佐南区長東西三丁目2番3号 |
| 祇園第五 | 長東小学校体育館 | 広島市安佐南区長東四丁目15番1号 |
| 祇園第六 | 原南小学校体育館 | 広島市安佐南区西原二丁目19番23号 |
| 祇園第七 | 原小学校体育館 | 広島市安佐南区西原六丁目29番6号 |
| 祇園第八 | 東原中学校柔剣道場 | 広島市安佐南区東原三丁目8番1号 |
| 沼田第一 | 戸山公民館 | 広島市安佐南区沼田町大字阿戸269番地の3 |
| 沼田第二 | 上吉山集会所 | 広島市安佐南区沼田町大字吉山1393番地の1 |
| 沼田第三 | 阿戸集会所 | 広島市安佐南区沼田町大字阿戸1416番地の1 |
| 沼田第四 | 奥畑集会所 | 広島市安佐南区沼田町大字伴1126番地 |
| 沼田第五 | 伴中央集会所 | 広島市安佐南区沼田町大字伴3511番地 |
| 沼田第六 | 下伴集会所 | 広島市安佐南区沼田町大字伴9303番地の1 |
| 沼田第七 | 大塚集会所 | 広島市安佐南区沼田町大字大塚3055番地の10 |
| 沼田第八 | 沼田公民館 | 広島市安佐南区沼田町大字伴5697番地 |
| 沼田第九 | 大塚中学校体育館 | 広島市安佐南区大塚西六丁目3番1号 |
| 投票区数 | 39 | |

〔安佐北区〕

★は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区

| 投票区名 | 選挙当日投票所施設名 | 所在地 |
|------|--------------|------------------------|
| 白木第一 | 志屋西集会所 | 広島市安佐北区白木町大字志路2877番地 |
| 白木第二 | 志屋小学校体育館 | 広島市安佐北区白木町大字志路3890番地の1 |
| 白木第三 | 井原会館 | 広島市安佐北区白木町大字井原4442番地の2 |
| 白木第四 | 安佐北区役所白木出張所 | 広島市安佐北区白木町大字秋山2391番地の4 |
| 白木第五 | 檜山集会所 | 広島市安佐北区白木町大字市川6364番地の1 |
| 白木第六 | 上三田集会所 | 広島市安佐北区白木町大字三田9063番地の3 |
| 白木第七 | 三田集会所 | 広島市安佐北区白木町大字三田2218番地の1 |
| 白木第八 | 下三田集会所 | 広島市安佐北区白木町大字三田5826番地 |
| 狩留家 | 狩留家集会所 | 広島市安佐北区狩留家町3144番地 |
| 上深川 | 上深川コミュニティー施設 | 広島市安佐北区上深川町754番地 |
| 小河原 | 小河原町民センター | 広島市安佐北区小河原町789番地の1 |
| 深川第一 | 深川小学校体育館 | 広島市安佐北区深川五丁目12番1号 |
| 深川第二 | 上庄会館 | 広島市安佐北区深川三丁目24番10号 |
| 亀崎 | 亀崎小学校体育館 | 広島市安佐北区亀崎四丁目2番1号 |
| 真亀 | 落合中学校体育館 | 広島市安佐北区真亀二丁目1番1号 |
| 倉掛 | 倉掛小学校体育館 | 広島市安佐北区倉掛一丁目13番1号 |
| 落合第一 | 諸木会館 | 広島市安佐北区落合南八丁目27番2号 |
| 落合第二 | 落合東小学校体育館 | 広島市安佐北区落合四丁目13番1号 |
| 落合第三 | 玖村会館 | 広島市安佐北区落合二丁目41番26号 |
| 落合第四 | 落合小学校体育館 | 広島市安佐北区落合南二丁目13番1号 |
| 口田第一 | 口田東小学校体育館 | 広島市安佐北区口田二丁目1番1号 |
| 口田第二 | 口田中学校体育館 | 広島市安佐北区口田南九丁目13番1号 |
| 口田第三 | 口田小学校体育館 | 広島市安佐北区口田南二丁目7番2号 |
| 口田第四 | 口田南集会所 | 広島市安佐北区口田南二丁目21番23号 |
| 大林第一 | 檜山会館 | 広島市安佐北区大林町2584番地の2 |
| 大林第二 | 大林小学校体育館 | 広島市安佐北区大林四丁目14番1号 |
| 三入第一 | 三入小学校体育館 | 広島市安佐北区三入三丁目12番1号 |
| 三入第二 | 桐原公会堂 | 広島市安佐北区可部町大字桐原1480番地の1 |

| | | |
|-------|--------------------|-------------------------|
| 三入第三 | 桐陽台コミュニティセンター | 広島市安佐北区三入東一丁目30番20号 |
| 南原 | 南原公会堂 | 広島市安佐北区可部町大字南原388番地の1 |
| 綾ヶ谷第一 | 東綾ヶ谷公会堂 | 広島市安佐北区可部町大字綾ヶ谷527番地の5 |
| 綾ヶ谷第二 | 綾西集会所(綾西会館) | 広島市安佐北区可部町大字綾ヶ谷1859番地 |
| 勝木第一 | 行森説教場 | 広島市安佐北区可部町大字勝木2545番地の1 |
| 勝木第二 | 中河内集会所 | 広島市安佐北区可部町大字勝木521番地の1 |
| 亀山第一 | 河戸会館 | 広島市安佐北区亀山二丁目21番11号 |
| 亀山第二 | 虹山集会所 | 広島市安佐北区亀山南五丁目4番6号 |
| 亀山第三 | 亀山小学校体育館 | 広島市安佐北区亀山五丁目42番11号 |
| 可部第一 | 可部中学校武道場 | 広島市安佐北区可部七丁目2番1号 |
| 可部第二 | 安佐北区総合福祉センター | 広島市安佐北区可部三丁目19番22号 |
| ★可部第三 | 可部小学校体育館 | 広島市安佐北区可部四丁目9番1号 |
| 可部第四 | 下の浜集会所 | 広島市安佐北区可部南五丁目1番2号 |
| 可部第五 | 中島会館 | 広島市安佐北区可部南一丁目1番39号 |
| 可部第六 | 可部南集会所 | 広島市安佐北区可部東二丁目25番3号 |
| 安佐第一 | 久地南小学校体育館 | 広島市安佐北区安佐町大字くすの木台55番1号 |
| 安佐第二 | 久地集会所 | 広島市安佐北区安佐町大字久地甲4492番地 |
| 安佐第三 | 宇賀地区集会所 | 広島市安佐北区安佐町大字久地8058番地の1 |
| 安佐第五 | 後山集会所 | 広島市安佐北区安佐町大字後山1411番地の5 |
| 安佐第六 | 毛木公会堂 | 広島市安佐北区安佐町大字毛木339番地の1 |
| 安佐第七 | 宮野集会所 | 広島市安佐北区安佐町大字宮野73番地の1 |
| 安佐第八 | 筒瀬集会所 | 広島市安佐北区安佐町大字筒瀬459番地の3 |
| 安佐第九 | 安佐小河内集会所 | 広島市安佐北区安佐町大字小河内4579番地の3 |
| 安佐第十 | 小峠集会所 | 広島市安佐北区安佐町大字小河内1217番地 |
| 安佐第十一 | 西部会館 | 広島市安佐北区安佐町大字小河内6080番地の2 |
| 安佐第十二 | 東谷上会館 | 広島市安佐北区安佐町大字鈴張760番地の3 |
| 安佐第十三 | 鈴張集会所1階ホール(元農協購買部) | 広島市安佐北区安佐町大字鈴張2025番地の1 |
| 安佐第十四 | 西上会館 | 広島市安佐北区安佐町大字鈴張4058番地の3 |
| 安佐第十五 | 正念寺 | 広島市安佐北区安佐町大字飯室1280番地 |
| 安佐第十六 | 飯室小学校体育館 | 広島市安佐北区安佐町大字飯室1544番地 |
| 安佐第十七 | 安佐北区役所安佐出張所仮設投票所 | 広島市安佐北区安佐町大字飯室3052番地の1 |
| あさひが丘 | 日浦小学校体育館 | 広島市安佐北区あさひが丘七丁目12番1号 |
| 投票区数 | 60 | |

〔安芸区〕

★は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区

| 投票区名 | 選挙当日投票所施設名 | 所在地 |
|------|---------------|--------------------|
| 畑賀 | 広島市畑賀福祉センター | 広島市安芸区畑賀三丁目30番14号 |
| 中野第一 | ケアハウス安芸中野 | 広島市安芸区中野三丁目9番5号 |
| 中野第二 | 安芸区役所中野出張所 | 広島市安芸区中野三丁目20番9号 |
| 中野第三 | 中野東小学校体育館 | 広島市安芸区中野五丁目11番1号 |
| 瀬野 | 広島市瀬野福祉センター | 広島市安芸区瀬野一丁目4番19号 |
| 上瀬野 | 上瀬野保育園 | 広島市安芸区上瀬野二丁目6番11号 |
| 阿戸第一 | 阿戸公民館 | 広島市安芸区阿戸町6166番地 |
| 阿戸第二 | 第五区集会所 | 広島市安芸区阿戸町5460番地の1 |
| 船越 | 船越小学校体育館 | 広島市安芸区船越五丁目22番11号 |
| ★船越南 | 北鴻治集会所(北鴻治会館) | 広島市安芸区船越南三丁目25番31号 |
| 船越西 | 船越西部保育園 | 広島市安芸区船越一丁目41番9号 |
| 矢野第一 | 矢野幼稚園 | 広島市安芸区矢野西六丁目12番2号 |
| 矢野第二 | 矢野公民館 | 広島市安芸区矢野西五丁目24番2号 |
| 矢野第三 | 矢野中央保育園 | 広島市安芸区矢野東五丁目9番2号 |
| 矢野第四 | 矢野西保育園 | 広島市安芸区矢野西四丁目11番12号 |
| 矢野第五 | 寺屋敷集会所 | 広島市安芸区矢野町740番地の3 |
| 矢野第六 | 矢野南小学校体育館 | 広島市安芸区矢野南四丁目17番1号 |
| 投票区数 | 17 | |

〔佐伯区〕

★は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区

| 投票区名 | 選挙当日投票所施設名 | 所在地 |
|------|----------------|-------------------------|
| ★第一 | 佐伯区役所 | 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号 |
| 第二 | 吉見園公民館 | 広島市佐伯区吉見園13番1号 |
| 第三 | 五日市小学校体育館 | 広島市佐伯区五日市三丁目1番1号 |
| 第四 | 皆賀会館 | 広島市佐伯区皆賀四丁目6番5号 |
| 第五 | 五日市公民館 | 広島市佐伯区新宮苑11番14号 |
| 第六 | 五日市中学校体育館 | 広島市佐伯区五日市中央六丁目4番1号 |
| 第七 | 五日市中央小学校体育館 | 広島市佐伯区五日市中央三丁目12番1号 |
| 第八 | 楽々園公民館 | 広島市佐伯区楽々園五丁目8番32号 |
| 第九 | 美の里保育園 | 広島市佐伯区美の里二丁目1番9号 |
| 第十 | 三筋保育園 | 広島市佐伯区三筋二丁目2番14号 |
| 第十一 | 五日市観音小学校体育館 | 広島市佐伯区三宅四丁目10番1号 |
| 第十二 | 五日市観音中学校多目的ホール | 広島市佐伯区坪井三丁目88番地 |
| 第十三 | 五日市中央北保育園 | 広島市佐伯区五日市中央七丁目8番43号 |
| 第十四 | 八幡小学校体育館 | 広島市佐伯区八幡二丁目2番1号 |
| 第十五 | 八幡東保育園 | 広島市佐伯区八幡東三丁目18番3号 |
| 第十六 | 三和中学校体育館 | 広島市佐伯区利松三丁目10番1号 |
| 第十七 | 新宮山荘 | 広島市佐伯区五日市町大字石内940番地の2 |
| 第十八 | 石内公民館 | 広島市佐伯区五日市町大字石内3289番地の1 |
| 第十九 | 五月が丘中学校武道場 | 広島市佐伯区五月が丘二丁目23番1号 |
| 第二十 | 河内公民館 | 広島市佐伯区五日市町大字上河内537番地 |
| 第二十一 | 白川集会所 | 広島市佐伯区五日市町大字下河内1217番地の1 |
| 第二十二 | 五日市駅前保育園 | 広島市佐伯区五日市駅前一丁目1番3号 |
| 第二十三 | 美鈴が丘東街区集会所 | 広島市佐伯区美鈴が丘東三丁目19番2号 |
| 第二十四 | 薬師が丘第一集会所 | 広島市佐伯区薬師が丘二丁目2番13号 |
| 第二十五 | 美鈴が丘西街区集会所 | 広島市佐伯区美鈴が丘西三丁目6番1号 |
| 第二十六 | 五日市東小学校体育館 | 広島市佐伯区皆賀二丁目3番1号 |
| 第二十七 | 藤の木公民館 | 広島市佐伯区藤の木二丁目27番7号 |
| 第二十八 | 東観音台第一集会所 | 広島市佐伯区観音台二丁目20番18号 |
| 第二十九 | 彩が丘公民館 | 広島市佐伯区河内南一丁目21番6号 |
| 第三十 | 五月が丘五丁目集会所 | 広島市佐伯区五月が丘五丁目21番30号 |
| 葛原 | 葛原集会所 | 広島市佐伯区湯来町大字葛原707番地 |
| 白砂 | 重光集会所 | 広島市佐伯区湯来町大字白砂966番地1 |
| 河内原 | 八幡原中央集会所 | 広島市佐伯区湯来町大字白砂2798番地6 |
| 川角 | 湯来南公民館 | 広島市佐伯区湯来町大字伏谷甲13番地1 |
| 伏谷 | 伏谷文化センター | 広島市佐伯区湯来町大字伏谷1874番地5 |
| 杉並台 | 杉並台コミュニティセンター | 広島市佐伯区杉並台26番13号 |
| 上多田 | みどり会館 | 広島市佐伯区湯来町大字多田523番地1 |
| 中多田 | 湯来西公民館 | 広島市佐伯区湯来町大字多田2712番地 |
| 打尾谷 | さつき会館 | 広島市佐伯区湯来町大字多田甲1804番地 |
| 菅沢 | 菅沢集会所 | 広島市佐伯区湯来町大字菅沢422番地1 |
| 和田 | 下和田集会所 | 広島市佐伯区湯来町大字和田1021番地3 |
| 麦谷 | 湯来農村環境改善センター | 広島市佐伯区湯来町大字麦谷2501番地 |
| 下 | 下地区集会所 | 広島市佐伯区湯来町大字下1241番地 |
| 投票区数 | 43 | |

(注) 選挙当日投票所の開所時刻は午前7:00、閉所時刻は午後8:00である。なお、次の投票所は、投票時間の繰り上げ・繰り下げを行った。

| 区名 | 投票区名 | 選挙当日投票所施設名 | 投票時間 |
|----|---------|------------|---------------|
| 南 | 似島投票区 | 似島集会所 | 午前6:00～午後6:00 |
| | 金輪投票区 | 金輪島集会所 | 午前7:00～午後6:00 |
| 佐伯 | 第二十一投票区 | 白川集会所 | 午前7:00～午後6:00 |
| | 上多田投票区 | みどり会館 | 午前7:00～午後6:00 |

(3) 期日前投票所及び不在者投票記載場所にあてた施設の名称及び所在地

開設期間：平成21年8月19日（最高裁判所裁判官国民審査は8月23日）から平成21年8月29日まで

●は在外選挙人が期日前投票・不在者投票を行う施設

| 区名 | 期日前投票所等施設名 | 所在地 |
|-----|--|------------------------|
| 中 | ●中区役所3階第6会議室 | 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号 |
| 東 | ●東区役所3階第3会議室 | 広島市東区東蟹屋町9番38号 |
| | 東区役所温品出張所 | 広島市東区温品五丁目1番18号 |
| 南 | ●南区役所2階大会議室 | 広島市南区皆実町一丁目5番44号 |
| 西 | ●西区役所2階第1会議室 | 広島市西区福島町二丁目2番1号 |
| 安佐南 | ●安佐南区役所1階第2会議室 | 広島市安佐南区古市一丁目33番14号 |
| | 安佐南区役所佐東出張所 | 広島市安佐南区緑井六丁目29番28号 |
| | 安佐南区役所祇園出張所 | 広島市安佐南区祇園二丁目48番7号 |
| | 安佐南区役所沼田出張所 | 広島市安佐南区沼田町大字伴6301番地1 |
| 安佐北 | ●安佐北区役所1階第1会議室 (ただし、在外選挙人が不在者投票を行う施設は、安佐北区役所4階講堂) | 広島市安佐北区可部四丁目13番13号 |
| | 安佐北区役所白木出張所 | 広島市安佐北区白木町大字秋山2391番地の4 |
| | 安佐北区役所高陽出張所 | 広島市安佐北区深川五丁目13番7号 |
| | 安佐北区役所安佐出張所仮設期日前投票所 | 広島市安佐北区安佐町大字飯室3052番地の1 |
| 安芸 | ●安芸区役所3階第1会議室 | 広島市安芸区船越南三丁目4番36号 |
| | 安芸区役所中野出張所 | 広島市安芸区中野三丁目20番9号 |
| | 安芸区役所阿戸出張所 | 広島市安芸区阿戸町6257番地の2 |
| | 安芸区役所矢野出張所 | 広島市安芸区矢野東五丁目7番18号 |
| 佐伯 | ●佐伯区役所6階604会議室 | 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号 |
| | 佐伯区役所湯来出張所 | 広島市佐伯区湯来町大字和田166番地 |

(注) 期日前投票所の開所時刻は午前8:30、閉所時刻は午後8:00である。

(4) 開票所にあてた施設の名称及び所在地

| 区名 | 開票所施設名 | 所在地 |
|-----|---------------|--------------------|
| 中 | 市立国泰寺中学校体育館 | 広島市中区国泰寺町一丁目1番41号 |
| 東 | 市立二葉中学校体育館 | 広島市東区光町二丁目15番8号 |
| 南 | 市立広島工業高等学校体育館 | 広島市南区東本浦町1番18号 |
| 西 | 市立観音中学校体育館 | 広島市西区南観音三丁目4番6号 |
| 安佐南 | 市立沼田高等学校体育館 | 広島市安佐南区伴東六丁目1番1号 |
| 安佐北 | 市立安佐北高等学校体育館 | 広島市安佐北区三入東一丁目14番1号 |
| 安芸 | 市立矢野中学校体育館 | 広島市安芸区矢野東二丁目16番1号 |
| 佐伯 | 市立五日市中学校体育館 | 広島市佐伯区五日市中央六丁目4番1号 |

4 選挙人名簿登録者数

今回の選挙にかかる選挙時登録は、広島県選挙管理委員会（小選挙区）及び中央選挙管理会（比例代表）の定めるところにより、次のとおり行われた。

(1) 選挙時登録

- ① 被登録資格の決定の基準となる日
平成21年8月17日
ただし、年齢については、選挙期日（8月30日）により算定
- ② 登録の日
平成21年8月17日
- ③ 縦覧期間
平成21年8月18日

| 選挙区名 | 区名 | 平成21年8月17日現在の選挙人名簿登録者数 | | |
|----------------------|-------|------------------------|-----------|-----------|
| | | 男(人) | 女(人) | 計(人) |
| ＜選挙人名簿＋在外選挙人名簿＞の登録者数 | | | | |
| 広島県第一区 | 中 | 47,464 | 57,193 | 104,657 |
| | 東 | 45,621 | 50,590 | 96,211 |
| | 南 | 54,166 | 57,281 | 111,447 |
| | 計 | 147,251 | 165,064 | 312,315 |
| 広島県第二区 | 西 | 70,505 | 77,040 | 147,545 |
| | 佐伯 | 52,333 | 56,557 | 108,890 |
| | 計 | 122,838 | 133,597 | 256,435 |
| 広島県第三区 | 安佐南 | 86,180 | 90,121 | 176,301 |
| | 安佐北 | 59,201 | 65,388 | 124,589 |
| | 計 | 145,381 | 155,509 | 300,890 |
| 広島県第四区 | 安芸 | 30,848 | 31,763 | 62,611 |
| | 広島市 計 | 446,318 | 485,933 | 932,251 |
| | 広島県 計 | 1,113,773 | 1,218,743 | 2,332,516 |
| ＜選挙人名簿＞の登録者数 | | | | |
| 広島県第一区 | 中 | 47,425 | 57,126 | 104,551 |
| | 東 | 45,591 | 50,555 | 96,146 |
| | 南 | 54,116 | 57,217 | 111,333 |
| | 計 | 147,132 | 164,898 | 312,030 |
| 広島県第二区 | 西 | 70,464 | 76,962 | 147,426 |
| | 佐伯 | 52,303 | 56,510 | 108,813 |
| | 計 | 122,767 | 133,472 | 256,239 |
| 広島県第三区 | 安佐南 | 86,140 | 90,077 | 176,217 |
| | 安佐北 | 59,157 | 65,335 | 124,492 |
| | 計 | 145,297 | 155,412 | 300,709 |
| 広島県第四区 | 安芸 | 30,833 | 31,744 | 62,577 |
| | 広島市 計 | 446,029 | 485,526 | 931,555 |
| | 広島県 計 | 1,112,968 | 1,217,664 | 2,330,632 |
| ＜在外選挙人名簿＞の登録者数 | | | | |
| 広島県第一区 | 中 | 39 | 67 | 106 |
| | 東 | 30 | 35 | 65 |
| | 南 | 50 | 64 | 114 |
| | 計 | 119 | 166 | 285 |
| 広島県第二区 | 西 | 41 | 78 | 119 |
| | 佐伯 | 30 | 47 | 77 |
| | 計 | 71 | 125 | 196 |
| 広島県第三区 | 安佐南 | 40 | 44 | 84 |
| | 安佐北 | 44 | 53 | 97 |
| | 計 | 84 | 97 | 181 |
| 広島県第四区 | 安芸 | 15 | 19 | 34 |
| | 広島市 計 | 289 | 407 | 696 |
| | 広島県 計 | 805 | 1,079 | 1,884 |

(2) 補正登録

佐伯区において、次のとおり平成21年8月30日に補正登録が行われた。

| 選挙区名 | 区名 | 平成21年8月30日現在の選挙人名簿登録者数 | | |
|--------------|----|------------------------|--------|---------|
| | | 男(人) | 女(人) | 計(人) |
| ＜選挙人名簿＞の登録者数 | | | | |
| 広島県第二区 | 佐伯 | 52,304 | 56,510 | 108,814 |

5 選挙長及び開票管理者

(1) 選挙長及び同職務代理人

① 衆議院議員総選挙

広島県選挙管理委員会において選任した選挙長及び同職務代理人並びに選挙分会長及び同職務代理人は、次のとおりである。

小選挙区

| 選挙区名 | 選挙長 | 同職務代理人 |
|--------|-------|--------|
| 広島県第一区 | 田邊 誠 | 佐々木 浩二 |
| 広島県第二区 | 田邊 誠 | 佐々木 浩二 |
| 広島県第三区 | 椎木 タカ | 佐々木 浩二 |
| 広島県第四区 | 椎木 タカ | 佐々木 浩二 |

比例代表

| 選挙区名 | 選挙分会長 | 同職務代理人 |
|------|-------|--------|
| 中 国 | 田邊 誠 | 佐々木 浩二 |

② 最高裁判所裁判官国民審査

広島県選挙管理委員会において選任した審査分会長及び同職務代理人は、次のとおりである。

| 審査分会長 | 同職務代理人 |
|-------|--------|
| 椎木 タカ | 佐々木 浩二 |

(2) 開票管理者及び同職務代理人

各区の選挙管理委員会において、選挙権を有する者の中から次の者を選任した。

| 区 名 | 開票管理者 | 同職務代理人 |
|-----|-------|--------|
| 中 | 安村 和幸 | 酒井 義法 |
| 東 | 前川 秀雅 | 野上 千津江 |
| 南 | 大原 貞夫 | 栗原 廣行 |
| 西 | 爲末 和政 | 渡田 春男 |

| 区 名 | 開票管理者 | 同職務代理人 |
|-----|-------|--------|
| 安佐南 | 山田 延廣 | 棚多 展義 |
| 安佐北 | 秦 清 | 谷 博司 |
| 安 芸 | 荒井 秀則 | 喜多川 寛 |
| 佐 伯 | 原 伸太郎 | 重藤 吉久 |

6 選挙事務関係者

開票事務には、市・区職員が従事したが、投票事務については全事務従事者の42.98%を民間人に委嘱した。

(1) 投票事務関係者

| 区 分 | | 投票 管理者 | 投票 立会人 | 投票事務従事者 | | | 計 |
|-------------|----------|-----------|-----------|-------------|-----------|-------|-------|
| | | | | 市・区 選管書記 | 市・区 職員 | 民間人 | |
| 選挙当日 投票所 | 中 | 23 | 77 | — | 129 | 135 | 264 |
| | 東 | 22 | 86 | — | 121 | 131 | 252 |
| | 南 | 33 | 91 | — | 169 | 171 | 340 |
| | 西 | 36 | 120 | — | 202 | 214 | 416 |
| | 安佐南 | 39 | 100 | — | 245 | 210 | 455 |
| | 安佐北 | 60 | 156 | — | 277 | 266 | 543 |
| | 安芸 佐伯 | 17 | 38 | — | 91 | 98 | 189 |
| | 市計 | 273 | 768 | — | 1,446 | 1,435 | 2,881 |
| 期日前 投票所 | 中 | 11 | 22 | — | 53 | 3 | 56 |
| | 東 | 22 | 88 | 18 | 140 | 65 | 223 |
| | 南 | 11 | 41 | 17 | 72 | 2 | 91 |
| | 西 | 11 | 22 | 84 | 71 | 14 | 169 |
| | 安佐南 | 44 | 36 | 76 | 251 | 162 | 489 |
| | 安佐北 | 44 | 137 | 19 | 74 | 42 | 135 |
| | 安芸 佐伯 | 44 | 25 | 12 | 39 | 113 | 164 |
| | 市計 | 209 | 412 | 270 | 765 | 435 | 1,470 |
| 合 計 | 中 | 34 | 99 | — | 182 | 138 | 320 |
| | 東 | 44 | 174 | 18 | 261 | 196 | 475 |
| | 南 | 44 | 132 | 17 | 241 | 173 | 431 |
| | 西 | 47 | 142 | 84 | 273 | 228 | 585 |
| | 安佐南 | 83 | 136 | 76 | 496 | 372 | 944 |
| | 安佐北 | 104 | 293 | 19 | 351 | 308 | 678 |
| | 安芸 佐伯 | 61 | 63 | 12 | 130 | 211 | 353 |
| | 市計 | 482 | 1,180 | 270 | 2,211 | 1,870 | 4,351 |

(2) 開票事務関係者

| 区 名 | 開票管理者 | 開票立会人 | | 開票事務従事者 | | 計 |
|-----|-------|-------|------|-------------|-----------|-------|
| | | 小選挙区 | 比例代表 | 市・区 選管書記 | 市・区 職員 | |
| 中 | 1 | 5 | 4 | 6 | 184 | 190 |
| 東 | 1 | 5 | 4 | 7 | 194 | 201 |
| 南 | 1 | 5 | 3 | 7 | 208 | 215 |
| 西 | 1 | 3 | 3 | 24 | 270 | 294 |
| 安佐南 | 1 | 3 | 4 | 7 | 299 | 306 |
| 安佐北 | 1 | 3 | 4 | 7 | 208 | 215 |
| 安芸 | 1 | 3 | 4 | 7 | 114 | 121 |
| 佐伯 | 1 | 3 | 4 | 7 | 204 | 211 |
| 市計 | 8 | 30 | 30 | 72 | 1,681 | 1,753 |

7 選挙啓発事業

衆議院議員総選挙等の臨時啓発事業として、次のような各種啓発事業を実施し、明るい選挙と投票参加を呼びかけた。

(時期について特に明記のないものは公示日から実施)

| 種別 | 事項 | 時期・場所等 | 内容・その他 |
|-------------|--------------------|---|--------------------------------------|
| 看板掲出等 | ① 立看板の掲出 | 公民館 (68か所) 勤労青少年ホーム (2か所) 地域福祉センター (4か所) 区スポーツセンター等 (13か所) 区民文化センター (7か所) こども文化科学館 交通科学館 映像文化ライブラリー 大学 (10か所) | 選挙名、投票日及び期日前投票の周知用立看板を掲出した。 |
| | ② 期日前投票周知用立看板の掲出 | 区役所(12か所) 出張所(11か所) | 期日前投票の周知用立看板を掲出した。 |
| | ③ 大看板の掲出 | J R 広島駅南口 中央公園 J R 西広島駅前 | 選挙名、投票日及び期日前投票の周知用大看板を掲出した。 |
| | ④ 投票所周知用立看板の掲出 | 投票所の分かりにくい地域、投票所の変更があった地域 (138か所) | 投票所が分かりにくい、又は投票所を変更した地域に周知用立看板を掲出した。 |
| | ⑤ 懸垂幕の掲出 | 各区役所 アルパーク東館 エールエールA館 そごう広島店 福屋八丁堀本店 | 選挙名及び投票日の周知用懸垂幕を掲出した。 |
| | ⑥ 大型垂れ幕の掲出 | 本通りアーケード 金座街アーケード | 選挙名及び投票日の周知用大型垂れ幕を掲出した。 |
| | ⑦ のぼりの掲出 | 区役所・出張所の敷地 (150本) | 選挙名、投票日及び期日前投票の周知用のぼりを掲出した。 |
| | ⑧ 啓発用マグネットシートの貼り付け | 市・区公用車、清掃車 (530枚) | 選挙名、投票日及び期日前投票の周知用マグネットシートを貼り付けた。 |
| 参考 (県実施) | ○ ポスターの掲出 | 官公庁、大学、百貨店、銀行、主要企業、郵便局等 | B 2判ポスターを県内約1,200か所へ掲出した。 |
| | ○ 懸垂幕の掲出 | 県庁 | 選挙名及び投票日の周知用懸垂幕を掲出した。 |
| | ○ 大看板の掲出 | 県庁前 J R 広島駅新幹線口 | 選挙名及び投票日の周知用大看板を掲出した。 |

| 種 別 | 事 項 | 時期・場所等 | 内容・その他 |
|-------|------------|--|--|
| 街頭啓発等 | ① 街頭啓発の実施 | ア 各区での街頭啓発 8/18 (火)～8/29 (土) | 各区において啓発グッズ(ティッシュペーパー、うちわ)を配布した。 |
| | | イ 白ばらキャラバン隊による街頭啓発 実施日及び実施場所 8/18 (火) ②④⑦ 8/22 (土) ⑤⑥⑦⑧ 8/23 (日) ③④⑥⑦ 8/26 (水) ②④⑥ 8/28 (金) ①⑤⑦ 8/29 (土) ②④⑥⑦ 【実施場所】 ①アルパーク前 ②JR広島駅南口前 ③JR緑井駅前 ④そごう広島店前 ⑤天満屋広島八丁堀店前 ⑥広島バルコ前 ⑦広島本通電停前 ⑧広島ビッグアーチ | マスコットの「いっぴよん」他によるキャラバン隊を編成し、JR駅前や繁華街等で、啓発グッズを配布した。 さらに、今回は広島ビッグアーチで行われるJリーグの試合(浦和レッズ戦 8/22 (土))に合わせて、会場周辺で啓発グッズを配布した。 |
| | | ウ 県選管との合同街頭啓発 実施日 8/28 (金) 実施場所 八丁堀交差点一带 | マスコミに選挙に関する記事を掲載してもらうため、投票日直前に県・市選管が合同で大規模な街頭啓発を行った。 |
| | | エ 選挙ボランティアによる街頭啓発 実施日 8/20 (木) 実施場所 マツダスタジアム周辺 | マツダスタジアムで行われるプロ野球の試合(中日ドラゴンズ戦)に合わせて、会場周辺で啓発グッズを配布した。 |
| | ② 宣伝車による巡回 | 実施日 8/23 (日)、8/29 (土)、8/30 (日) 宣伝車 中・東・南・西・安芸区 各1台 安佐南・安佐北・佐伯区 各2台 計11台 | 選挙名及び投票日の周知と投票を呼びかける宣伝車を巡回させた。 |
| | ③ 花電車の運行 | 8/18 (火)～8/30 (日) 広島駅～広島港～広電西広島 | 選挙名及び投票日を周知する看板を掲出した市内電車を走らせた。 |

| 種 別 | 事 項 | 時期・場所等 | 内容・その他 | |
|------------|------------------------------|--|---|-------------------------------|
| 広 報 活 動 等 | ① 市の広報番組での 広報 | 選挙期間中の放送日 | 市の広報番組で投票を呼びかけた。 | |
| | ② 市選挙管理委員会 ホームページでの広 報 | 8/3 (月) ~8/30 (日) | 選挙名、投票日及び投票制度 を掲載し、広く市民に周知し た。 | |
| | ③ 市広報紙での広報 | 広報紙「市民と市政」 8月15日号 | 市広報紙「市民と市政」に選 挙に関する記事を掲載した。 | |
| | ④ スポーツ施設の大 型ビジョンでの広報 | ア マツダスタジアム ・中日ドラゴンズ戦 8/18 (火)、8/19 (水)、 8/20 (木) ・ヤクルトスワローズ戦 8/25 (火)、8/26 (水)、 8/27 (木) | 大型ビジョンを活用し、選挙 名及び投票日についてのテロ ップを流した。 | |
| | | イ 広島ビッグアーチ ・大分トリニータ戦 8/19 (水) ・浦和レッズ戦 8/22 (土) | | |
| | ⑤ コンサート会場で の広報 | SOUND MARINA 2009 8/15 (土) 旧市民球場 | 大型ビジョンを活用し、選挙 名及び投票日についてのテロ ップを流した。 | |
| | 参 考 (県実施) | ○ テレビスポット | 民放4局 (RCC、HTV、HOME、TSS) | 選挙名及び投票日の周知用テ レビスポットを放送した。 |
| | | ○ ラジオスポット | 民放3局 (RCC、広島FM、FMちゅーピー) | 選挙名及び投票日の周知用ラ ジオスポットを放送した。 |
| | | ○ 県選挙管理委員会 ホームページでの広 報 | 8/18 (火) ~8/30 (日) | 選挙名、投票日及び選挙制度 を掲載し、広く周知した。 |
| | | ○ 新聞広告 | 8/27 (木) ~8/30 (日) 朝日新聞、読売新聞、毎日新聞、 産経新聞、日経新聞、中国新聞、 山陽新聞、リビング新聞 | 選挙名及び投票日を周知する 新聞広告を行った。 |
| ○ 街頭大型ビジョン | | 紙屋町交差点「NAVIA」 八丁堀「C-vision」 広島駅「C-vision」 | テレビスポットと同一素材を 放送した。 | |
| そ の 他 | ① 啓発用お面の配布 | 安佐動物公園、植物公園、交通科 学館、森林公園、こども文化科学 館 (作製数5,000枚) | 子供向けのお面の配布を通 じ、保護者に対し投票を呼びか けた。 | |
| | ② 住所異動者に対す る周知用チラシの配 布 | 各区役所、出張所 | 選挙名、投票日及び選挙制度 を周知するチラシを、住所異動 者に配布した。 | |
| | ④ 館内放送による広 報 | スーパーマーケット、公共施設等 (百貨店は県選管が対応) | 選挙名及び投票日の周知と投 票を呼びかける館内放送を行っ た。 | |

広報ひろしま 市民の市政

平成21(2009)年
通巻1389号

8.1

目次

| | |
|---------------------------|----|
| 平和関連行事 | 2面 |
| 新制度—高額医療・高額介護合算制度のお知らせ | 3面 |
| プレゼント・クイズで「ザ」広島ブランドを当てよう! | 6面 |

平成21年(2009年)8月1日

ひろしま市民と市政 2

8月30日(日)は、衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査の投票日です。詳しくは、本紙8月15日号でお知らせします。

国市選挙管理委員会(☎504-2513、☎504-2519)

広報ひろしま 市民の市政

平成21(2009)年
通巻1390号

8.15

目次

| | |
|---------------------------|------|
| 特集 市民の思いが支える 平和記念式典 | 4・5面 |
| 平和記念式典で秋葉市長が平和宣言 | 3面 |
| プレゼント・クイズで「ザ」広島ブランドを当てよう! | 8面 |

平成21年(2009年)8月15日

ひろしま市民と市政 2

8月30日(日)は投票日です

**衆議院議員総選挙
最高裁判所裁判官国民審査**

投票時間 午前7時～午後8時
 (似鳥集会所(南区)は午前6時、午後6時、金輪島集会所(南区)と白川集会所、みどり会館(佐伯区)は午前7時～午後6時)



期日前投票のご利用を
 付けます。
 仕事や投票区域外での
 レジャーなどで、投票日に
 投票に行けない人は、投票
 日の前に投票を「土・日曜
 日も投票できます」。

投票できる人
 平成元年8月31日までに
 生まれた人で、今年8月17
 日現在、市内に住所があり、
 引き続き3カ月以上住んで
 いる人。5月17日までに住
 民基本台帳に登録された
 人。5月18日以降に市内に
 転入した人は、元の住所地
 での投票になります。

投票用紙は3種類です
 小選挙区は候補者名を記
 入します(ピンク色の投票
 用紙)。
 比例代表は政党名または
 政治団体名を記入します。

投票できる人
 目の不自由な人は点字
 投票ができます。手が不
 由なため、自分で投票
 できない人は、投票所職員
 の代筆による代理投票が
 できます。投票所職員に伝
 えてください。

選挙公報を配布します
 候補者の政見や経歴な
 どを掲載した選挙公報を、
 8月26日(水)に朝刊(中国・
 朝日・毎日・読売・日本経
 済・産経)で折り込み配布
 予定です。区役所、出張所、
 公民館にも届き次第、備え

**点字投票や
代筆による投票も**
 【投票できる場所】住所地
 (選挙人名簿登録地)の区
 役所、区内の出張所(似鳥
 出張所を除く)

国市・区選挙管理委員会

| | |
|------|---------------------|
| 市 | ☎504-2513、☎504-2519 |
| 中区 | ☎504-2544、☎541-3835 |
| 東区 | ☎568-7704、☎262-6986 |
| 南区 | ☎250-8934、☎252-7179 |
| 西区 | ☎532-0926、☎232-9783 |
| 安佐南区 | ☎831-4927、☎877-2299 |
| 安佐北区 | ☎819-3959、☎815-3906 |
| 安芸区 | ☎821-4904、☎822-8069 |
| 佐伯区 | ☎943-9704、☎923-5098 |



8月30日(日)は、衆議院議員 総選挙・最高裁判所裁判官 国民審査の投票日です。

8月30日(日) 衆議院議員 総選挙 最高裁判所裁判官 国民審査

投票時間 午前7時から午後8時まで(一部地域を除く。)

★ 南区の似島集会所は午前6時から午後6時まで、南区の金輪島集会所と佐伯区の白川集会所、みどり会館は午前7時から午後6時まで

1 投票日当日に広島市で投票できる人

◆選挙人名簿に登録される次の(1)(2)(3)の要件を満たす人で、投票日当日に選挙権を有する人は投票できます。

- (1) 日本国籍を持っている人
- (2) 平成元年8月31日までに生まれた人(投票日に満20歳以上)
- (3) 平成21年8月17日現在、広島市内に住所があり、引き続き3ヶ月以上住んでいる人(平成21年5月17日までに住民基本台帳に登録された人)

◆選挙人名簿に登録されている人で最近住所を変えた人は、次の場所で投票することになります。

| 区 分 | | 投票する所 |
|------------------------------|-------------------------------|-------------|
| 市外から広島市へ 転入 | 平成21年5月17日までに転入の届出をした人 | 新しい住所地(広島市) |
| | 平成21年5月18日以降に転入の届出をした人 | 元の住所地(市外) |
| 広島市内で 転居 (既登録者) | 平成21年7月22日までに転居の届出をした人 | 新しい住所地(広島市) |
| | 平成21年7月23日以降に転居の届出をした人 | 元の住所地(広島市) |
| 広島市から市外へ 転出 | 平成21年5月17日までに新しい住所地で転入の届出をした人 | 新しい住所地(市外) |
| | 平成21年5月18日以降に新しい住所地で転入の届出をした人 | 元の住所地(広島市) |

2 衆議院議員の選挙区

《小選挙区》

1選挙区から1人が選ばれます。広島市は第1区から第4区の4つの選挙区に分かれます。

| 選挙区 | 選挙区内の該当区域 |
|-----|-------------|
| 第1区 | 中区・東区・南区 |
| 第2区 | 西区・佐伯区ほか |
| 第3区 | 安佐南区・安佐北区ほか |
| 第4区 | 安芸区ほか |

【参考】衆議院(小選挙区選出)議員の選挙区と定数(広島県ホームページ)

《比例代表の選挙区》

中国5県が1つの選挙区となり、11人が選ばれます。

3 投票用紙の種類

- ◆ 投票用紙は3種類あります。

| 種類 | 記載内容 | 用紙の色 |
|------|------------------|------|
| 小選挙区 | 候補者名を記載します。 | ピンク色 |
| 比例代表 | 政党などの名称を記載します。 | あさぎ色 |
| 国民審査 | 辞めさせたい人にX印をつけます。 | 白色 |

4 期日前投票

◆ 日時

- 衆議院議員総選挙は、8月19日(水)から8月29日(土)までの午前8時30分から午後8時まで(土・日を含む。)
- 最高裁判所裁判官国民審査は、8月23日(日)から8月29日(土)までの午前8時30分から午後8時まで(土・日を含む。)

◆ 場所

住所地の区の区役所、出張所(似島出張所を除く。安佐出張所では敷地内の仮設投票所)
※連絡所ではできません。

5 不在者投票

名簿登録地の選挙管理委員会における投票日前の投票は、原則、期日前投票となりますが、一部の投票については、不在者投票となります。

◆ 不在者投票のできる場所

- 都道府県選挙管理委員会が指定した病院、老人ホーム等(入院・入所中の人に限られます。)
- 名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会(出張等で他の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票を行う場合など)
- ◆ 広島市の選挙人名簿に登録されている人が、他の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票を行う場合は、「不在者投票請求書・宣誓書」を登録されている区選挙管理委員会へ郵便等で送付又は持参し、投票用紙等を請求してください。(FAX、電子メールは不可)

6 重度身体障害者等の在宅投票

重度の障害のある人などで、区選挙管理委員会発行の郵便等投票証明書所持している人は、郵便等で投票できます。投票用紙は8月26日(水)までに区選挙管理委員会に請求してください。
詳しくは、関連情報 >>>体が不自由な人の投票は? をご覧ください。

7 点字・代理投票

目の不自由な人は点字投票ができます。また、体が不自由などのため、自ら投票用紙に記載できない人は、投票所の係員による代理投票ができます。お気軽に係員にお申し出ください。

8 選挙公報

小選挙区選挙においては、候補者の氏名、政見、経歴等を、比例代表選挙においては、名簿届出政党等の名称及び略称、政見、名簿登載者の氏名、経歴、当選人となるべき順位等を掲載した選挙公報を、8月26日(水)に新聞朝刊(中国・朝日・毎日・読売・日本経済・産経)に折り込み予定です。また、区役所、出張所、公民館、区民文化センターなどにも届けたい、備え付けます。

9 2階の投票所について

次の施設は、体の不自由な方や高齢者の方が2階へ上がるお手伝いをしますので、気軽にお申し出ください。

| 区分 | 投票区 | 投票所 | 投票所の所在地 |
|------|-----------|--------|----------------------|
| 西区 | 己斐第三投票区 | 己斐上集会所 | 西区己斐上一丁目14番5号 |
| 安佐南区 | 安古市第十四投票区 | 高長集会所 | 安佐南区高取北四丁目4番14号 |
| 安佐北区 | 落合第三投票区 | 玖村会館 | 安佐北区落合二丁目41番26号 |
| " | 安佐第十一投票区 | 西部会館 | 安佐北区安佐町大字小河内6080番地の2 |

10 お問い合わせはこちらまで

| お問い合わせ先 市・区選挙管理委員会 | | |
|--------------------|-------------------|-------------------|
| 市 ⇒ 電話504-2513 | 南区 ⇒ 電話250-8934 | 安佐北区 ⇒ 電話819-3959 |
| 中区 ⇒ 電話504-2544 | 西区 ⇒ 電話532-0926 | 安芸区 ⇒ 電話821-4904 |
| 東区 ⇒ 電話568-7704 | 安佐南区 ⇒ 電話831-4927 | 佐伯区 ⇒ 電話943-9704 |

その他広島市選挙管理委員会からのお知らせ等は [>>>こちら](#) をご覧下さい。

関連情報

- [選挙管理委員会への問い合わせは？](#)
- [投票ってどのようにするの？](#)
- [投票日当日に投票所へ行けない場合は？](#)
- [体が不自由な人の投票は？](#)
- [衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の不在者投票請求書・宣誓書](#)

[戻る](#)
[広島市ホームへ](#)

広島市役所 ▶ 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
[▶地図](#) 代表電話082-245-2111

各課お問い合わせ先
[▶各課直通電話・FAX番号・Eメールアドレス](#)

[プライバシーポリシー](#) | [サイトポリシー](#) | [ご意見・お問い合わせ](#) | [著作権について](#) | [免責事項](#)

Copyright (C) 2005 HIROSHIMA City. All rights reserved.

8月30日(日)は 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の投票日です!!

選挙人名簿に登録されている人で 最近住所をかえた方はご注意ください。

広島市 で投票できる方

次の①と②の要件を満たす人です。

- ① 平成元年8月31日までに生まれた人
(投票日に満20歳以上)
- ② 平成21年8月17日現在、広島市内に住所があり、引き続き3か月以上住んでいる人
(5月17日までに住民基本台帳に登録された人)

【最近住所をかえた方の投票地】

| 区 分 | | 投票地 |
|--------------------|---------------------|--------|
| 市外から 広島市へ 転入 | 平成21年5月17日までに届出をした人 | 広島市 |
| | 平成21年5月18日以降に届出をした人 | 元の住所地 |
| 広島市内で 転居 | 平成21年7月22日までに届出をした人 | 新しい住所地 |
| | 平成21年7月23日以降に届出をした人 | 元の住所地 |
| 広島市から 市外へ 転出 | 平成21年5月17日までに届出をした人 | 新しい住所地 |
| | 平成21年5月18日以降に届出をした人 | 広島市 |

投票時間

午前7時から午後8時までです。ただし、南区の似島集会所は午前6時から午後6時まで、南区の金輪島集会所と佐伯区の白川集会所、みどり会館は午前7時から午後6時までです。

投票用紙

投票用紙の種類

- ① 小選挙区 候補者名を記載
- ② 比例代表 政党・政治団体名を記載
- ③ 国民審査 やめさせた方がよいと思う
裁判官の上の欄に×を記載



選挙公報

候補者の政見 や経歴 等を掲載した 選挙公報 を8月28日(金)までに 新聞朝刊(中国・朝日・毎日・読売・日本経済・産経)に折り込みます。また、区役所、出張所、公民館、区民文化センター等にも届き次第備え付けます。

他の市区町村での不在者投票

出張などで8月30日(日)に投票に行けない人は、他の市区町村で不在者投票をすることもできます。
「不在者投票宣誓書・請求書」(広島市のホームページからダウンロードすることもできます。)を選挙人名簿に登録されている区の選挙管理委員会へ郵便等で送付又は持参してください。(FAX、電子メールは不可)

郵便等での不在者投票

次のいずれかの要件を満たす人で、区選挙管理委員会発行の郵便等投票証明書を所持している人は、郵便等で投票できます。投票用紙は8月26日(水)までに、区選挙管理委員会へ請求してください。

- ① 身体障害者手帳または戦傷病者手帳を持ち、公職選挙法で定められた重度の障害がある人
- ② 介護保険法の被保険者証の区分が要介護5の人

期日前投票

仕事やレジャーなどで、8月30日(日)に投票に行けない人は、事前に投票できます。
午前8時半から午後8時まで、期間中の土・日も実施します。

【期日前投票ができる期間】

8月19日(水)～8月29日(土)

※ ただし、最高裁判所裁判官国民審査については、8月23日(日)から投票できます。

【投票場所】

選挙人名簿登録地の区の区役所、出張所(似島出張所を除く。安佐出張所は仮設期日前投票所となります。)

※ 連絡所ではできません。

(広島市に平成21年5月18日以降に転入の届出をされた人は、元の住所地の市区町村選挙管理委員会です。)

【持っていくもの】

「選挙のお知らせ」のはがき(届いているとき)

点字・代理投票

目の不自由な人は点字投票ができます。また、体が不自由等のため、自ら投票用紙に候補者名等を記載できない人は、投票所の係員が代筆する代理投票ができます。
お気軽に係員に申し出てください。

| | | | | | | |
|---------------------------|-------|--------------|-------|--------------|-------|--------------|
| (お問合わせ先) 市区 選挙管理委員会 | 市 ⇒ | Tel.504-2513 | 南 区 ⇒ | Tel.250-8934 | 安佐北区⇒ | Tel.819-3959 |
| | 中 区 ⇒ | Tel.504-2544 | 西 区 ⇒ | Tel.532-0926 | 安芸区 ⇒ | Tel.821-4904 |
| | 東 区 ⇒ | Tel.568-7704 | 安佐南区⇒ | Tel.831-4927 | 佐伯区 ⇒ | Tel.943-9704 |

〔選挙のお知らせ（はがき）〕
（表）

市内居住者用

郵便はがき

料金後納郵便
きれいな選挙で
明るい未来

選挙事務

(差出人)

選挙のお知らせ
衆議院議員総選挙
最高裁判所裁判官国民審査

投票日 月 日 午前 7 時から午後 8 時まで
投票所

選管使用欄 小 比 国
() () () ()

※裏面をご覧ください。

（裏）

投票には

このはがきを投票所へ持参していただくと、選挙人名簿との照合が早く済みます。名簿対照係へ提出してください。
はがきをなくした場合でも、投票できますので、投票所へお出かけください。

投票所では誕生日（○月○日のみ）をおたずねしてご本人であることを確認させていただいています。生まれた年「○年」は必要ありません。
また、運転免許証などご本人と確認ができる書類をご提示いただいても結構です。

あなたの大切な一票を確実に投票していただくために必要ですので、ご協力をお願いします。

投票のしかた

- 小選挙区選挙は、候補者名を記載してください。（ピンク色の投票用紙）
- 比例代表選挙は、政党・政治団体名を記載してください。（あさぎ色の投票用紙）
- 国民審査は、やめさせたい裁判官の氏名の上の欄に×をつけてください。2人以上に×をつけることもできます。（白色の投票用紙）

選挙公報について

選挙公報を新聞（中国、朝日、毎日、読売、日本経済、産経）に折込んでお届けします。
新聞を購読されていない方で必要な方は、郵送いたしますので、区選挙管理委員会にお申出ください。
なお、区役所、出張所、公民館などにも届き次第備え付けます。

期日前投票のお知らせ ぜひ、ご利用ください。

投票日に用事や仕事などで投票に行けない場合は、期日前投票制度をご利用ください。（宣誓書の記入が必要です。）

- 期 間
衆議院 公示日の翌日から投票日の前日まで
国民審査 公示日の5日後から投票日の前日まで（土曜日・日曜日でもできます。）
- 時 間 午前8時30分から午後8時まで
- 場 所 住所地の区（選挙人名簿に登録されている区）の区役所、出張所（似島出張所を除く。）
※ 連絡所では、できません。
- 持参するもの このはがき（届いているとき）

くわしくは
表記の区選挙管理委員会におたずねください。

〔選挙のお知らせ（はがき）〕
(表)

転出者用

郵便はがき

料金後納郵便
きれいな選挙で
明るい未来

選挙事務

(差出人)

衆議院議員総選挙
最高裁判所裁判官国民審査

投票日 月 日 午前 7 時から午後 8 時まで
投票所

選管使用欄 小 比 国
() () () ()

※裏面をご覧ください。

(裏)

あなたは、広島市から転出されましたが、広島市の選挙人名簿に登録されていますので、表記の投票所で投票することができます。
ただし、新住所地の選挙人名簿に登録されていないと広島市では投票できません。

※ 投票日当日、表記の投票所に行けない人は、次の1又は2により、期日前投票・不在者投票の制度をご利用ください。

1 旧住所地の区（選挙人名簿に登録されている区）の区役所で、期日前投票をする。
このはがきを持参していただくと、選挙人名簿との照合が早く済みます。

2 現住所地の選挙管理委員会で、不在者投票をする。
(1) 右記の請求書・宣誓書欄に記入のうえ、このはがきを封筒に入れて、表記の区選挙管理委員会に郵送してください。
(2) 現住所に投票用紙などを郵送しますので、それを持って近くの選挙管理委員会で不在者投票をしてください。
(3) 郵便のやりとりにより日数がかかりますので、至急請求してください。

期日前投票・不在者投票ができる期間
■衆議院 公示日の翌日から投票日の前日まで
■国民審査 公示日の5日後から投票日の前日まで
(土曜日・日曜日もできます。)
■毎日、午前8時30分から午後8時まで
(広島市以外では時間や場所について、それぞれお問い合わせください。)

不在者投票請求書・宣誓書

私は、第45回衆議院議員総選挙及び第21回最高裁判所裁判官国民審査の当日、次の事由に該当する見込みです。
以上、真実であることを誓い、投票用紙等を請求します。

平成21年 月 日

不在者投票事由
住所移転のため、他の市町村に居住

| | |
|-----------------|----------------|
| 現住所 | 〒 |
| 選挙人名簿に登録されている住所 | 広島市 区 |
| ふりがな氏名 | |
| 生年月日 | 明・大・昭・平 年 月 日生 |
| 電 話 | () - |